## 死亡届を提出された方へ

- ◆届出後の役場内での各手続きについて簡易的にまとめております。
- ◆該当項目のある方は、各担当課の窓口で手続きをお願いします。
- ◆追加の手続き及び必要書類がある場合もございます。

## 【埋火葬許可証 及び 斎場使用許可証 について】

斎場へ提出した後に火葬済みの認印を受けた埋火葬許可証は、 納骨の際に必要になりますので、墓地の管理者へ提出してください。



五戸町役場

〒039-1513 青森県三戸郡五戸町字古舘21番地1

電話:0178-62-2111(代表)

HP: http://www.town.gonohe.aomori.jp

開庁時間:月~金 8:15~17:00(祝日、年末年始を除く)

	チェ ック		くなりになった 方について	手続き	必要なもの	担当課	
住		印鑑を登録していた方 住民基本台帳カード をお持ちの方 マイナンバーカード 通知カード		印鑑登録証の返却	・印鑑登録証 (登録番号 ) ※死亡により自動で失効するため、紛失等で見つからない場合は返却不要です。		
				カードの返納(任意) ※返納後は即日細断し ますので、お返しする ことができません。	死亡者の住民基本台帳カードの返還義務はありませんが、自治体に返還することも可能です。返還する場合は役場住民課へ申し出てください。 死亡者のマイナンバーカード、通知カードの返還義務はありませんが、自治体に返還することも可能です。返還する場合は役場住民課へ申し出てくださ	_	
所•		をお持	ちの方		い。なお、死亡後の手続きでマイナンバーを使わないことを確認してから破棄又は返納してください。 ・申請者の本人確認書類		
戸籍		死亡事実の記載が された各種書類を		死亡者の住民票 (除票)の申請 (住所登録地へ)	※死亡届出後、書類発行までに以下のとおり お時間をいただきます。 ○死亡者の住所登録地及び本籍地に 直接死亡届を提出した場合 ・住民票…30分程度		
		必要な	方	死亡者の戸籍(除 籍)謄本の申請 ※本籍が他市区町村 でも、五戸町で申請 できます。	・戸 籍…1週間程度 〇上記以外の場合 提出後、約10~14日程度 詳しくは提出地、住所登録地、 本籍地にお問い合わせください。	住民課 62-7959	
		国民健康保険証をお持ちの方		資格喪失の手続き 葬祭費支給申請等	<ul><li>・死亡者の保険証 ・喪主の認印</li><li>・喪主の振込先口座(通帳又はカード)</li><li>・世帯主死亡時はその世帯の全員分の</li><li>国民健康保険証(世帯主欄変更)</li><li>※他市町村に死亡届を出した場合は</li></ul>		
			提出後,1~2	申請等は死亡届を 週間以内を きをお願いします。	喪主であることの証明書類 (会葬八ガキ、葬祭日程表等)	-	
保険証		後期高齢者 保険証を お持ちの方		資格喪失手続き 葬祭費支給申請 受領申立書 (医療給付費の受領、 保険料の還付・ 納付のための 相続人の申立)	・死亡者の保険証 ・喪主の振込先口座(通帳又はカード) ・受領申立者(相続人代表者)の振込先口座(通帳 又はカード) ※他市町村に死亡届を出した場合 ・喪主であることの証明書類(会葬ハガキ、 葬祭日程表等) ・死亡を証明する書類(死亡診断書のコピー)		
		介護保険証を お持ちの方		介護保険証 喪失手続き	<ul><li>・介護保険証</li><li>・負担割合証(お持ちの方のみ)</li><li>・限度額認定証(お持ちの方のみ)</li></ul>	介護支援課 62-7956	

## ●住民課の証明書発行について

証明書請求の際は、身分証明書(運転免許証、マイナンバーカード等の顔写真付の身分証明書、 又は保険証+聴聞)により、必ず本人確認をさせていただきます。

また、請求にあたって下記に該当する方は、委任状が必要になる場合があります。

- ・住民票…世帯が別の方による住民票請求(同住所でも世帯が分かれている場合はご注意ください。)
- ・戸籍……直系血族(祖父母・父母・子・孫)、配偶者以外の方による戸籍請求
  - ※世帯・家族構成、手続き内容によっては、委任状に代わる資料等を提示していただく場合があります。

	チェ ック	お亡くなりになった方 について	手続き	必要なもの	担当課	
国民年金		年金を受給中の方 年金受給前の方	死亡者によって手続き内容が異なります。まずは役場住民課年金担当係、 又は年金事務所にお問い合わせください。 【八戸年金事務所】 0178-44-1742 ※最寄の年金事務所でもお問い合わせいただけます。	サイヤッケッコキ (ガベナッナ)	合は年金基礎番号の をお持ちください。 住民課 62-7959	
		障害者手帳を (身体、愛護、精神) お持ちの方	手帳返還届出	・認印 ・手帳 ・死亡者のマイナンバー		
		障害児福祉手当 特別障害手当 等の 福祉手当を	死亡届,及び 未支払い手当請求	<ul><li>・死亡証明書類</li><li>(死亡診断書のコピー、住民票除票等)</li><li>・配偶者又は扶養義務者の通帳</li></ul>		
福		受給していた方 (※ま	<b>ト支払手当の請求等、手続</b>	, ]		
祉		重度心身障害者 医療費助成を 受給していた方	資格喪失等届出	・受給証、又は受給決定通知書 ・認印 ・相続人の通帳		
		障害福祉サービス 障害児通所支援を 受給していた方	受給者証返還	・障害福祉サービス受給者証、又は 障害児通所支援受給者証		
		生活保護を	死亡の報告	・死亡診断書のコピー ・認印	福祉課	
		受けていた方	(※福祉課、又は三戸地方福	祉事務所のどちらかで手続きを行ってください。	62-7955	
		児童手当を 受給している方	受給事由消滅届や 新養育者による 認定請求 等	<ul><li>・新受給者の保険証 、認印、通帳、マイナンバー</li><li>・支給対象児童の通帳</li><li>・子の属する世帯全員のマイナンバー (※子と別居する場合)</li></ul>		
		保育所入所児童と 同居していた方	世帯構成、扶養に 関する変更届			
子		家庭構成が母子か父子世帯、	ひとり親家庭等 医療費助成の申請	・親子の保険証 ・通帳 ・子の属する世帯全員のマイナンバー ・戸籍謄本等		
ども		児童のみの世帯と なられる方	児童扶養手当の 新規申請	※詳しくは福祉課担当係へ お問い合わせください。		
		特別児童扶養手当を 受給している方	資格喪失届、死亡届 及び未支払手当請求	・手当証書 ・戸籍謄本等		
		乳幼児等医療を 受給している方	受給資格者消滅 (変更)の申請	・受給者証 ・親子の保険証 ・通帳	健康増進課62-7958	
		お子さんが 死亡した場合	各手当や給付等の 資格消滅の申請	・受給者証 ・認印 ・親子の保険証 等	福祉課・ 健康増進課 各担当係	

	チェック	お亡くなりになった方 について		手続き	必要なもの	担当課
税 金 等		個人住民税が 納税追 課税されている方 相続ノ		前年中の所得金額す。このため、亡した場合は、株知書相続人(送	1月1日(賦課期日)現在、五戸町に住所があり、 頃が一定額以上ある方(納税義務者)に課税されま 1月2日(賦課期日の翌日)以降に納税義務者が死 相続人が納税の義務を引き継ぐことになり、納税通 付先の変更)の申出が必要となることがあります。	税務課 62-7954
			相続登記申請         土地       八戸法務局でのお手続きとなります。         家屋       詳細は、八戸法務局へお問い合わせください。         未登記家屋がある場合       八戸法務局でのお手続きとなります。         登記申請をして下さい。       詳細は、八戸法務局へお問い合わせください。		- 八戸法務局 - 24-3346	
		土地や家屋を お持ちの方 (※令和6年4月1日よ り相続登記が義務化さ れております。)	家屋	る場合や、特段の事情等により登記できない場合	相続関係書類 (分割協議書の写し等)	
			相続登記(a 土地 家屋	正時間がかかる場合等 相続人代表納税者指定届 兼 固定資産現所有者申告書	代表者の認印	
			相続放棄を 土地 家屋	とした場合	相続放棄申述受理通知書の写しを提出してく ださい。相続放棄は家庭裁判所でのお手続き となります。	
		原動機付自転車 名義変更の届出 (125cc以下) 小型特殊自動車 (農機)を 廃車の届出 お持ちの方			状況により必要なものは異なります。 ・ナンバープレート ナンバープレートを紛失等により返却で、 きない場合は、標識紛失届と標識弁償金	
		町営住宅にお住まいの方	異動届		(1枚につき500円)が必要です。 ・死亡証明書類 (死亡診断書のコピー、住民票除票等)	都市計画課
住 ま		五戸町簡易水道を使用していた方	給水休止又は使用者変更の申込			62-7962
		八戸圏域水道企業団の 水道を使用していた方	給水休止又は使用者変更の申込 (インターネット又は電話で手続き ができます。)			八戸圏域水道 企業団 料金課 70-7010
()		五戸ケーブルテレビに 加入されていた方	加入者名義変更届		・認印	総合政策課 62-7952
		犬を飼っている方	登録事項変更届 (飼い主の変更)		・認印	健康増進課 62-7958
農林		農業者年金に加入、 受給している方	外匸関係庙出		・認印 ・未支給年金請求者名義の通帳 ・死亡日、死亡者と請求者の関係を 確認できる戸籍謄本等	農業委員会
		農地を所有していた方	農地相続力	人届出	・認印 ・登記完了証 ※土地の相続登記手続きは、 先に法務局へお問い合わせください。	事務局 62-7966
		水田を耕作(転作含む) していた方	名義変更・継承届出		・認印	農林課
		森林を所有していた方	新たに所有する方の 森林取得の届出		・登記完了証 ※土地の相続手続きは、 先に法務局へお問い合わせください。	62-7960